

法律 相談室

Q 「HP制作」契約解除できる?

個人事業主です。先日、ある業者から店に電話があり、店のホームページ(HP)制作の勧誘を受けました。断り切れずに店で担当者と会い、結局依頼したのですが、制作に必要だと言われ、総額100万円以上のパソコン関連機器をクレジットで買うことになりました。ただ、高額のクレジットを組んだことが不安です。この契約は解除できますか。

クリーリングオフには困難も

取引法上の訪問販売(同法第2条)に当たります。われた取引については適用訪問販売では一定の例外を除き、業者から申込書や契約書を受け取ってから8

日以内であれば、クリーリングオフという制度を利用し、無条件で契約の解除

ができます。また、クリーリングオフはクレジット会社に対しても行うことができます。

に若しくは営業として」行なわれた取引については適用されません(同法第26条1項1号)。

近年の判例には、契約主義などの形式面だけではなく、取引の実態を考慮し、訪問販売を受けた側にとってこの要件が当てはまらないければクリーリングオフができることがあります。

この場合、業者から申込書や契約書を受け取ってから8日以内であれば、クリーリングオフという制度を利用し、無条件で契約の解除

ができます。また、クリーリングオフはクレジット会社に対しても行うことができます。

そのため、相談事例においてもクリーリングオフを利用すれば契約を解除できそうにも思えます。しかし、同法の規定は「営業のため

HP制作商法にござります。電話機、複合機、節電器などの契約でも、同様の問題が発生する可能性があるので、同じく十分に注意する必要があります。事業者の方々が訪問販売を受け際には、担当者の説明を

することができません。民法が規定する詐欺、錯誤などを自ら証明して契約の取り消しや無効を主張できることがあります。

(回答=丸山哲弁護士)



ちーべん

なお、事業者に対する訪問販売において、クリーリングオフが困難であるのはHP制作商法にござります。電話機、複合機、節電器などの契約でも、同様の問題が発生する可能性があるので、同じく十分に注意する必要があります。事業者の方々が訪問販売を受け際には、担当者の説明を

記録媒体に記録するなどして、証拠を残すことが有用です。

（回答=丸山哲弁護士）

県弁護士会所属の弁護士が、皆様の法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。

そのため、相談事例においてもクリーリングオフを利用すれば契約を解除できそうにも思えます。しかし、同法の規定は「営業のためHP制作を解除する」と解されれば、クリーリングオフで契約を解除する